

第 3 2 回定期大会

日時：9 月 6 日(日)13 時半～
場所：千葉県教育会館



ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 344 号

2020 年

7 月 21 日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8
自治体福祉センター 3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

第 344 号 URL 版 2020 年 7 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

オスプレイ暫定配備反対

6・27 オスプレイ学習決起集会

6 月 27 日、千葉市生涯学習センターホールで 80 名がオスプレイ「暫定配備」撤回の 6・27 学習決起集会に参加。講師の小泉親司安保破棄中央実行委員会常任幹事はオスプレイの構造上の欠陥と危険性を訴えました。木更津市長と防衛省の合意文書では、5 年間、暫定配備と表明していますが、恒久配備の可能性がります。



各地からオスプレイ暫定配備阻止のため結集＝7 月 10 日・木更津内港北公園

木更津にオスプレイいよいよ配備

講師の小泉親司氏は、オスプレイは「ミサイル防衛」の名の下で、敵地攻撃能力を備える為に、購入し、7 月上旬にも岩国から木更津に飛来し、暫定配備をしようとしている、と危険を訴えました。

そもそも、オスプレイの危険性とは何かを考えた所、様々な問題点が浮き彫りになりました。

オスプレイ様々な問題点

① 機体が重く落下の可能性が高く、アメリカでは「空飛ぶ棺桶」と呼ばれ、危険な飛行機と認識されています。②爆音による騒音被害。早朝や夜間訓練、低空飛行訓練は重低音で精神的に負荷が大きくなります。③多額の税金がかかり、無駄使いとなっています。④憲法

9 条に違反し、災害救助の前提もまやかします。⑤関東全域の上空を飛行する危険性があります。着上陸訓練をする、これがオスプレイの問題点です。

地元・木更津オスプレイ反対運動

さらに、地元で長年オスプレイいらない反対運動に携わってきた事務局長の野中晃氏は、4 つの問題

を指摘しました。

①木更津は米軍基地（日米地位協定に守られ、運動の展開を困難にする）②地方自治と関連し、国や防衛省には意見を言わない。③住民を無関心にさせて、その一方では、共存共栄という幻想を住民にうえつける。欠陥機ではないなど受容させようとする。④防衛省は欠陥機ではないという。墜落事故の例を見ようとしない。

今後は、地元木更津市民にオスプレイは危険である、という事を認識してもらい、オスプレイはいらない運動を広げる必要性を訴えます。他県からのつながりもあり、近県にも反対運動を広げています。

市民の声を無視することは、大問題です。オスプレイが配備されれば、最終的に 17 機配備され、千葉県のみならず、首都圏を危険なオスプレイが自由に飛び交い、訓練する事になりかねません。これからも市民の運動を高め、配備撤回と整備廃止を求め、意欲的に反対署名に取り組み世論の声を味方に配備の撤回を求めています。



オスプレイの飛行の危険性を訴える小泉親司氏

最賃の引き上げを

7・2 労働局最賃署名提出

千葉労連は 7 月 2 日『千葉県の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』第一次分 2594 筆を、千葉地方最低賃金審議会事務局の責任者、千葉労働局労働基準部村山美河子賃金室長に提出しました。また要請団とともに、千葉県最低賃金改定にかかる意見交換も行いました。

最低賃金を切に要求

冒頭、要請書の趣旨説明で、矢澤純千葉労連事務局長は「私たちの要求は 1 日 8 時間働けば普通にいらしている賃金を求めている。現在の千葉県最低賃金時間額 923 円では、ひと月働いても、約 15 万円で、普通にやらせません。労働者の賃金を上げる必要があり、中小企業の支援を強化し、今すぐ最低時給を 1500 円以上に引き上げるよう、千葉地方最低賃金審議会に議論していただきたい」と訴えました。

千葉労連副議長の竹内敏昭氏（自治労連）は「自治体では非正規労働者が増え、最低時給付近の人が多く、地域の非正規賃金にも影響。時間額 1500 円以上に引き上げをお願いしたい」と切実な願いを訴えました。

千葉労連常任幹事の清水深華氏（コープネットグループ労組）は「現在の最低賃金ではダブルワークをしないと生活できない。最賃付近で働く労働者は、お金がなく医療を受けることにも躊躇。非正規職員の働き方を変えるため、最低賃金を時間額 1500 円に引き上げるようお願いしたい」と訴えました。

村山美河子賃金室長は「提出された連名の署名は、第一次分として受け取ります。千葉地方最低賃金審議会委員に報告し、昨年より同数以上の提出を期待しています」と回答しました。



第一次集約分 2594 筆の署名提出

波濤

帰宅途中、突然スマホの電源が入らなくなった。ボタンの長押しで解決しようとしたが、

何ともならない。ショッピングセンター内のスマホショップで状況を話したところ、このような場合、故障したスマホ自体を修理するか、同じ機種の新しいスマホに取り替えるしかないようだ▼契約時のサポートオプションで新しいスマホにした場合、約三千元負担がかかるとのことだった。予期せぬ出費は痛い、なるべく早く解決する方を選択した▼スマホを通勤定期として利用しているので、故障したスマホでは、使用できないと半ば諦め気分で自動改札にかざしたところ、無事通過できた。理由はわからないが、不幸中の幸いである。



【2面】

組合員とつながる労働運動を 第 72 回評議員会

7月12日、13時半から千葉土建会館で千葉労連が第72回評議員会を開催。

本原議長は、「4・5月にコロナ感染症で労働相談が150件寄せられた。最賃時給1500円と全国一律最賃を実現させよう」と、あいさつしました。

議案提案では、矢澤事務局長が「第32回定期大会の開催形態および役員選挙方法」と2019年度の総括と2020年度方針骨子(案)を提案。

コロナ感染症防止対策の定期大会

9月6日の定期大会は、コロナ感染症防止のため、「3密」を避け開催するそのために①委任状を認め、実出席者を減らす②委任状は組織の他の代議員、又は欠席時は、大会議長とする③採決方法は、出席代議員の数と委任状の数の合計④文書で事前質問と回答をする⑤役員選挙方法は、代議員による郵送も含めた投票方法で行うことにします。

2019年度の総括で、8時間働いてふつうに暮らせる社会の実現のスローガンを確認。20春闘では、使用者がコロナで一度出した有額回答をほごにしたが、団結と闘いにより、撤回。春闘大宣伝では昨年を超える21駅頭で宣伝実施。最賃署名、組織拡大、地域学習交流会なども進めた。



コロナ禍の中、団結をちかう組合員

第 91 回メーデーでは、労働相談を、マスコミが取り上げ、相談件数も増加。来年 3 月は、県知事選挙や木更津のオスプレイ暫定配備反対など、県民の命と生活を守る運動が求められている、と提案。

提案を受けて 3 名が発言し、矢澤事務局長はまとめて、「公務員を減らし、国民サービスの低下が住民につけを回す政策で、木更津のオスプレイ暫定配備は仲間と結集し阻止する。あらゆるツールを使用し、組合員とつながる努力を重視。なかまと、大きな千葉労連を作ることに全力をあげる」と、強調しました。

採決では、すべての議案を承認・可決しました。

7・8 争議総行動

明治乳業社前 318 人が結集

7 月 8 日、全労連と東京地評争議支援総行動が行われ、(株)明治社前抗議・要請は 318 名が結集しました。

松田社長に対し、中労委命令は棄却でしたが、格差の存在と不当労働行為を認定した事実は東京地裁、同高裁判決でも否定されていません。この到達点を踏まえ 36 年目の争議解決を求めました。

36 年目こそ争議行動に終止符を

主催者のあいさつでは東京地評・荻原議長が、人種差別と一切の差別反対は世界的な声、勝利まで支援を表明。連帯挨拶争議支援共闘会議・松本議長は、争議解決できない原因は、労組委員長川村氏が社長、書記長の塩崎氏が取締役の異常性を告発。埼労連・伊藤議長は、原告等は高齢化し、人道上引き延ばしは絶対許せない。不買運動賛同呼びかけ人の久保氏は、製品不祥事を 30 数件も発生した原因は差別人権侵害だ、と強調。争議団代表小関団長は、最高裁に労組法 27 条 2 項は憲法違反弁論再開求め都労委闘争に頑張ると、決意表明をしました。



「企業の不当労働行為反対！」と、多くの組合員が集結

労働相談一ヶ月

～介護職員の慰労金がもらえず～

Q 介護職場に派遣で働いています。慰労金が出ると聞きましたが、対象ではないと言われました。「10 日以上勤務したもの」とあり、4 月に派遣され仕事をしましたが、休業要請があり、実質 8 日間働き自宅待機です。自宅待機期間を「勤務した」ことになるのか厚労省、県に聞いても不明です。労働局は「勤務したものとみなされる」との話でしたが、対象になるかは不明との返事です。「自宅待機」は勤務になるのでしょうか。

A 介護職員を対象にした慰労金は、第二次補正予算で作られた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援」制度です。

厚労省は、6 月 19 日に実施要領を示しています。そこに「新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業場に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金 (20 万円) を支給」「外の施設・事業場に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金 (5 万円) を支給」とあります。従い、介護職場に勤務し、利用者と接する職員は派遣、パート、アルバイトを問わず、条件を満たせば受け取れます。

条件は、スタート日から 6 月 30 日までの間に、10 日以上勤務をした人です。スタート日は、①

感染者が発生、②感染者を受け入れた日、緊急事態宣言が発令した日、いずれか早い日です。また、手続きは、施設・事業場が県に申請し、国は、県を經由して施設・事業場から対象職員に渡される仕組みです。

相談者の自宅待機期間の扱いは不明です。対象者は、複数職場で勤務、現在は退職しているなど多様な実態で、現場の施設・事業場がだれを申請しているかがわからず、受け取れないというトラブルが多発することが懸念されます。【中林】